

ドイツ入国時の課税対象物品及び免税範囲について

2012年2月28日

在ミュンヘン日本国総領事館

ドイツ入国時の通関手続に伴う課税対象物品及び免税範囲について、ドイツ連邦税関のウェブサイト情報及びミュンヘン空港税関への照会結果を踏まえて以下のとおりとりまとめました。さらに詳細な情報をお求めの場合は、直接税関にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

1. EU^(*)域外から域内に持ち込まれ、そのまま域内に留まる物品

EU域内に留まる物品(EU加盟国に居住する親類・知人へのおみやげ、EU加盟国永住居住者が自己のために購入したおみやげ等)をEU域外からドイツ国内に持ち込む場合は、以下の表1のとおり免税範囲が決まっております、これを超える場合には税関窓口にて課税申告手続きを行わなければなりません。なお、空港免税店や航空機内で購入した免税品も課税対象となりますので、免税範囲を計算する際にはご注意ください。

(*)EU加盟国

2011年8月時点の加盟国は、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、イギリスの27カ国。最新のEU加盟国情報については以下のサイト等でご確認ください。

Europa.eu : http://europa.eu/about-eu/countries/index_en.htm

2. 医薬品、酒類、たばこ類

医薬品、酒類、タバコ類等をEU域外からドイツ国内に持ち込む場合は、以下の表1のとおり免税範囲が決まっております、それを超える場合には、税関窓口にて課税申告手続きを行わなければなりません。なお、空港免税店や航空機内で購入した免税品も課税対象となりますので、免税範囲を計算する際にはご注意ください。

表1. 免税範囲(ドイツ)

EU域内に留まる物品	a) 空路、海路での入国の場合は、物品の合計価値430ユーロ相当まで b) それ以外の入国の場合は、物品の合計価値300ユーロ相当まで(例: スイスからポーデン湖を渡って入国する場合) (15歳以下の旅行者は175ユーロ相当まで)
たばこ類(17歳以上に限る)	a) 紙巻たばこ 200本、または b) 小型葉巻 100本、または c) 葉巻 50本、または d) 刻みたばこ 250グラム
アルコール飲料(17歳以上に限る)	a) 22度以上の蒸留酒又は80度以上の非変性エチルアルコール 1リットル、または b) 22度未満の蒸留酒、リキュール、発泡ワイン、甘味果実酒、日本酒等 2リットル、及び c) 非発泡ワイン 4リットル、及び、ビール 16リットル
医薬品	旅行者が個人的に服用する量まで

※ 価格、分量にかかわらず商用品の場合は課税の対象となります。また、衣服や宝石など分割できない物の金額を他の人に振り分けてカウントすることはできません。

ドイツ税関: http://www1.zoll.de/english_version/a0_passenger_traffic/b0_third_country/a0_free_of_duty/index.html

3. 現金等

10,000ユーロ相当以上の現金(外貨含む)、トラベラーズ・チェック、有価証券などをEU域内に持ち込む、又はEU域内から持ち出す場合は、税関への申告が必要です。

ドイツ税関:http://www1.zoll.de/english_version/a0_passenger_traffic/d1_movement_of_cash/index.html

4. 商用品

原則として、すべての商用品について課税申告手続きを行う必要があります。

しかし、展示会出品貨物・商品サンプル・職業用具については、必要な手続きを踏むことにより、非課税とすることができます。詳細については、以下のJETROウェブサイト等をご参照ください。

JETRO: <http://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/qa/01/04N-110219>

5. その他免税となる物品について

(1) 個人的に使用する物品

旅行者、出張者が日本等のEU加盟国以外からドイツを含むEU加盟国に入国する場合は、携行する荷物(機内持ち込み荷物及びスーツケース等の預け荷物)のうち個人的に使用する物品については、基本的には帰国時にEU域内に残されない物品であるとみなされ、課税対象となりません。

しかし、例えば複数台のノートPCを持っているなど、個人使用として扱うには不自然であり、現地で他人に販売・譲渡される可能性があるとして税関職員が判断する場合には、当該物品はEU域内に残される物品としてみなされ、個人使用として認められず、課税対象とされることがあります。

申告すべきかどうか判断に迷う場合は、税関窓口(後述の赤い通路)にて、その物品は帰国時に持ち帰るものであることを説明してください。もしも、申告せずに窓口(後述の緑の通路)を通過し、その後の税関職員による抜き打ち検査によって持ち込み物品が課税申告対象であると判断されると申告義務違反となります。

(2) 引越荷物(Übersiedlungsgut)

EU域外に6ヶ月以上居住したあとに住居をEU域内に移転する場合、個人的所有物(Personal Property)については、非課税物品とされています。ただし、アルコール類、たばこ、商用品については非課税となりません。

これらの個人的所有物が非課税とされるには、原則として引越し前に少なくとも6ヶ月以上使用したものであること、EU域内に住み始めてから12ヶ月以内にEU域内に運送されることが条件となります。

上記引越し荷物を非課税とするためには、税関で書面による手続きが必要となります。(運送業者をご利用の場合は、当該業者が通関手続を代行することが通例ですが念のために業者に確認することをお勧めいたします。)

また、この手続きによって非課税となった物品は、届いてから12ヶ月以内の他人への譲渡・販売は禁止されています。

ドイツ税関 http://www1.zoll.de/english_version/g0_personal_property/index.html

JETRO: <http://www.jetro.go.jp/world/europe/qa/01/04A-051023>